

鹿児島市スポーツ少年団 倫理委員会運営規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、鹿児島市スポーツ少年団倫理委員会（以下、「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、鹿児島市スポーツ少年団が処分を行うに当たり、事実確認と調査、第三者の意見聴取、当事者への弁明機会の付与などを実施し、処分が公正に行使されるために招集・開催することを目的とする。

第2章 委員会の構成

(委員)

第3条 本会には、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 3名

第4条 委員長は、委員で互選し、本部長が委嘱する。

2 委員長は、本部長が委任した事項における業務を遂行する。

3 委員は、4月の本部委員会で決定し、本部長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱日から開始し、本部委員会の任期と同じく終了する。ただし再任は妨げない。

第3章 委員会の任務

(所掌)

第6条 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 本会及び本会役員・指導者、育成母集団の綱紀粛正の推進に関すること

(2) スポーツ少年団登録者について、関係規程遵守及び処分に関すること

(3) 前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を本部長に具申すること

(任務)

第7条 委員会は、委員長が召集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本部長への具申)

第8条 委員会は、聴取事項や処分内容を本部長へ具申する。

第4章 処分等の決定及び報告

(処分等の決定)

第9条 本部長は、委員会からの具申を受け、処分を決定する。

(当事者への報告)

第10条 本部長は、処分結果を当事者に様式により通知しなければならない。

(県への報告)

第11条 本部長は、処分結果を鹿児島県スポーツ少年団本部長に様式により報告しなければならない。

(本部委員への報告)

第12条 本部長は、処分結果を鹿児島市スポーツ少年団本部委員に報告しなければならない。

第5章 その他

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、鹿児島市スポーツ少年団本部委員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月21日から施行する。